

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2023年2月13日

株式会社スタメン
株式会社スタジアム

2023年2月13日

株式会社スタメン
代表取締役 大西 泰平

株式会社スタジアム
代表取締役 森山 裕平

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社スタメン（本店所在地：愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8、以下「吸収分割会社」といいます。）は、株式会社スタジアム（本店所在地：愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8、以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で2023年1月31日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営むオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）
2023年1月31日付吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号及び第192条第1号）
吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であることから、本会社分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。
3. 株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）
該当事項はございません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）
該当事項はございません。
5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び会社法施行規則第192条第6号）
 - (1)最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容
吸収分割承継会社は2023年1月5日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。
 - ①成立の日における貸借対照表
別紙2のとおりです。
 - ②臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - ③最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号及び会社法施行規則第192条第4号）
 - (1)最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容
吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を東海財務局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は吸収分割会社のWebサイトよりご覧いただけます。<https://stmn.co.jp/ir>

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。よって、本吸収分割後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本吸収分割後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。また、吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継については併存的債務引受けの方法によるものいたします。そこで、吸収分割会社から吸収分割承継会社が承継する債務については、本分割の効力発生時以降も履行の見込みがあると判断しています。

8. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社スタメン(以下「甲」という。)及び株式会社スタジアム(以下「乙」という。)は、第2条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)について、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(分割当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

甲(分割会社):

(商号)株式会社スタメン

(住所)愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8

乙(承継会社):

(商号)株式会社スタジアム

(住所)愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8

第2条(吸収分割)

- 本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が次項に定める事業(以下「本事業」という。)に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
- 本事業は、甲のオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」事業とする。

第3条(承継する権利義務)

- 乙は、本吸収分割により、甲から別紙記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)を承継する。
- 乙が本吸収分割により甲から承継する債務の承継については、全て併存的債務引受の方法によるものとする。但し、当該承継する債務について、甲が弁済その他の負担をしたときは、甲は乙に対して、その負担額全額を求償することができる。
- 乙は、本吸収分割に際して、本件事業に従事する従業員の雇用契約を承継しない。但し、本件事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

第4条(分割対価)

乙は、本会社分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の対価を交付しない。

第5条(資本金及び準備金)

乙は、本会社分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2023年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、合意の上、これを変更することができる。

第7条(競業避止義務)

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第8条(吸収分割契約の承認)

乙は、本効力発生日の前日までに本契約につき株主総会の承認を得るものとし、甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行うものとする。

第9条(本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の資産経営状態に重大な変更が生じたとき又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲及び乙は、合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連する当事者間の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が1部ずつを保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023年1月31日

分割会社
株式会社スタメン
名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
代表取締役 大西 泰平

承継会社
株式会社スタジアム
名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
代表取締役 森山 裕平

承継権利義務明細表

本吸収分割により、甲が乙に承継する資産、債務契約上の地位その他の権利義務は、本効力発生日時点で甲が保有する本事業に関する以下の権利義務とする。但し、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に係る現金及び預金、売掛金及びその他の流動資産。

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に係る未払金、未払費用及びその他の流動負債。

3. 労働契約

第3条第3項のとおりとする。

4. 契約(労働契約を除く。)上の地位その他の権利義務

本事業に関して甲が締結している契約(なお、本事業以外の甲の事業にも関連して締結されている契約、本吸収分割に際して契約相手方の同意が必要である契約であって当該契約相手方の同意が取得できなかった契約、その他甲及び乙が別途合意したものを除く。)並びにそれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

5. 許認可

本効力発生日の前日の終了時点において分割会社が本対象事業に関して保有している許認可等のうち、法令上承継することが可能なものの一切。

以 上

別紙2 吸収分割承継会社の設立の日における貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50	流動負債	—
現金及び預金	50	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		資本金	50
		純資産合計	50
資産合計	50	負債純資産合計	50